

○指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程の制定について

(平成2年8月15日例規第27号)

[沿革] 平成4年2月例規第7号、20年11月第45号、令和4年7月第22号改正

別記のとおり制定され、平成2年9月1日から施行されることとなったから、次により適正に運用されたい。

記

第1 制定の趣旨及び要点

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び指定講習機関の指定に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。）に基づき、奈良県公安委員会が行う取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習（以下「特定講習」という。）については、指定講習機関に行わせることができることとされたことから、指定講習機関の指定等を行う場合の手続きに関する事項等について定められたものである。

第2 運用解釈上の留意事項

1 指定講習機関の指定について

(1) 「指定」の法的性格

指定講習機関の指定は、行政事務の合理化等の見地から、申請を前提として公安委員会の権限を私人に委譲し、指定講習機関に行政事務たる特定講習を行う権限を与えるとともに、行政機関と指定講習機関との関係を一方的に決定するものであることから、法律行為的行政行為であり、一種の設権行為で、特許に類するものといえることができる。

(2) 講習の種類ごとに指定

指定講習機関の指定は、実施すべき講習の種類ごとに行われる。この内、初心運転者講習は、免許の種類ごとに行われることから、これに係る指定も免許の種類ごとに行うことができる。

(3) 指定の対象

指定講習機関の指定は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所でなければ受けることができない。

2 指定講習機関指定申請書（第2条関係）

別記様式第1号の「特定講習の種別」欄（別記様式第2号も同じ）については、「二輪免許に係る初心運転者講習」など、指定を受ける特定講習の種別を記載させ、「添付書類」の欄については、講習機関規則第2条第2項規定の添付すべき書類名

を記載させること。

3 指定書について（第3条関係）

指定講習機関の指定は、上記1の(1)のとおり、特定の相手方の申請に基づき行政処分（一種の設権行為）を行うものであることから、奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号。以下「運営規則」という。）第11条第6号の規定により、奈良県公安委員会指令をもって行われる。

4 名称等の変更の届出（第5条関係）

講習機関規則第4条第1項又は第3項の規定による届出は、別記様式第4号により行うこととし、指定講習機関指定申請書に添付した書類に係る変更事項を記載させること。

5 適合命令等（第6条関係）

法第108条の8第1項又は第2項の規定による命令は、必ずしも書面を交付して行う必要はないが、書面を交付するときは、別記様式第5号によること。

また、この命令は、奈良県公安委員会がその権限に基づき、指定講習機関に対し一方的に一定の作為又は不作為の義務を課する行政処分を行うものであることから、運営規則第11条第5号の規定により、奈良県公安委員会達をもって行われる。

6 講習の休廃止の許可申請書（第9条関係）

指定講習機関が講習の業務を休止又は廃止したときは、県民の特定講習の受講に支障を生じるおそれがあり、ひいては初心運転者期間制度等の運用に支障を生じる可能性があることから、特定講習の業務の全部又は一部の休廃止については、あらかじめ別記様式第9号により申請し、許可を受けるよう、指定講習機関に対し指導を行うこと。

7 公示の方法（第10条関係）

講習機関規則第3条（指定の公示）、第4条第2項（名称等の変更の届出に係る公示）、第14条第2項（講習の休廃止の許可に係る公示）及び第15条（指定の取消しの公示）による公示は、運営規則第11条第3号及び第14条の規定に基づき、奈良県公安委員会告示により奈良県公報に登載して行うものとする。